

住宅用火災警報器の適切な設置・維持管理の推進

平成16年の消防法改正により、全ての住宅に住警器の設置義務付け

- 新築住宅は、平成18年6月1日より適用(建築確認手続きにおいてチェックする体制)
- 既存住宅は、各市町村条例で定める日(平成23年6月までに施行)

令和3年6月に設置義務化から10年が経過し、今後、多くの住警器が10年を迎える、電池切れや故障により、火災時に適切に作動しなくなることが懸念されている。

最新の設置状況(令和6年6月1日時点)



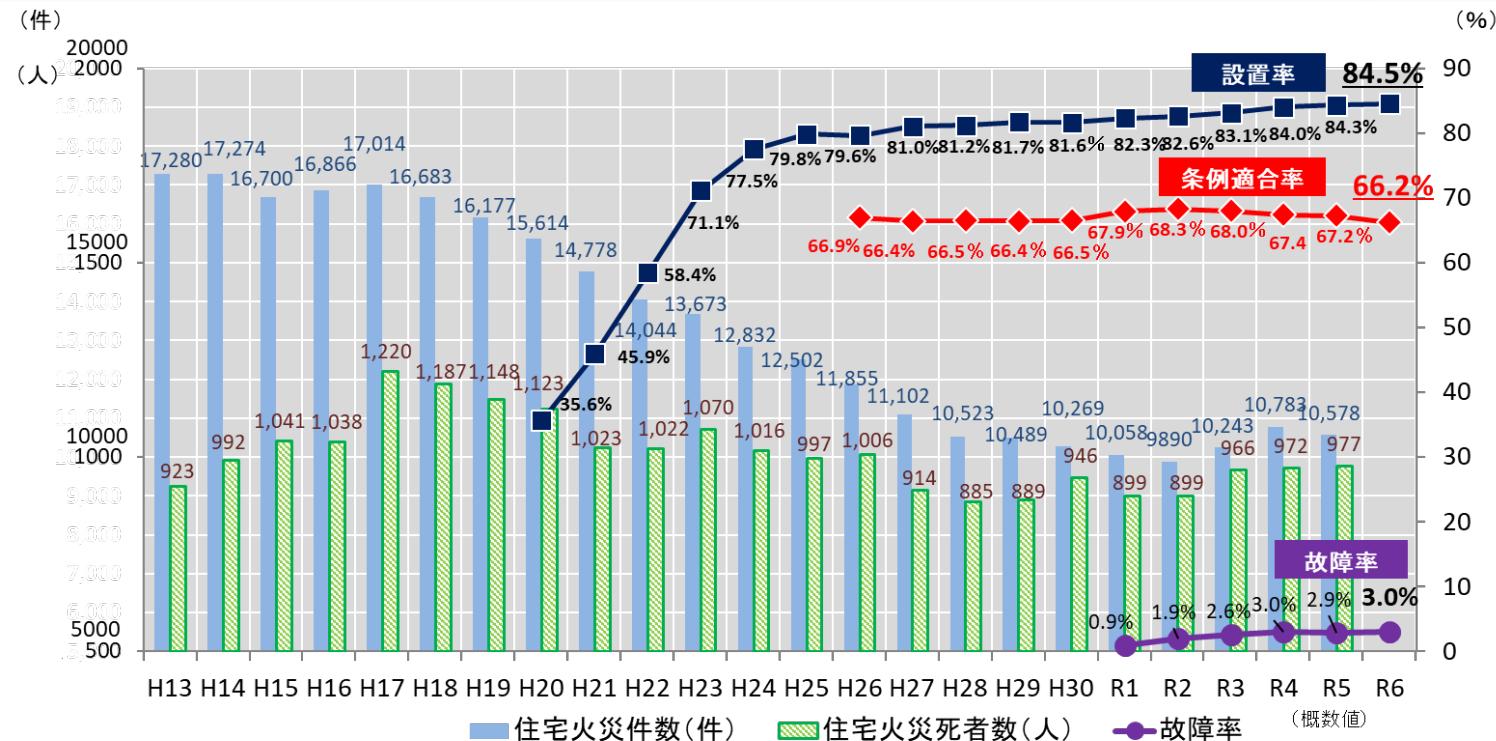
全国
設置率84.5% 条例適合率66.2%

※令和5年6月1日時点では、設置率84.3%、条例適合率67.2%

作動確認等の調査 ⇒ 3.0%の世帯で電池切れや故障を確認

住警器の未設置世帯に対する設置の推進とともに、火災時に住警器が適正に作動するよう、**定期的な点検**や、住警器の**交換**など維持管理の促進についてもより強力に働きかけを行っていく必要がある。

住宅用火災警報器の普及と住宅火災の状況



※住宅火災件数は、出火原因のうち「放火」を除く。

※住宅火災死者数は、放火自殺者等を除く。

※「設置率」とは、市町村の火災予防条例で設置が義務付けられている住宅の部分のうち、一箇所以上設置されている世帯(自動火災報知設備の設置により住宅用火災警報器の設置が免除されている世帯を含む。)の全世帯に占める割合である。

※「条例適合率」とは、市町村の火災予防条例で設置が義務付けられている住宅の部分全てに設置されている世帯(自動火災報知設備の設置により住宅用火災警報器の設置が免除されている世帯を含む。)の全世帯に占める割合である。

※令和5年住宅火災件数及び住宅火災死者数については概数値である。

住宅用火災警報器の設置による効果



住宅用火災警報器を設置することにより、死者数及び損害額は概ね半減。
焼損床面積は約6割減。

住警器の普及啓発活動

全国火災予防運動やイベントを通じ、全国の消防本部、関係省庁及び関係団体と協力し、住警器に係る普及啓発活動を実施。

令和6年秋季全国火災予防運動



住宅防火・防災キャンペーン



声優（消防応援大使）とのコラボ



消防本部では全国火災予防運動等の機会を捉え、地域住民への世帯訪問を周知し、町の担当者、消防団及びボランティア等と協力し、火災予防広報と住宅用火災警報器の設置状況調査等が行われている。

⇒引き続き、住警器の適切な設置・維持管理について幅広く普及啓発活動を展開